

賃貸借契約書(案)

石川県(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)との間に、乙所有に係る「石川県立図書館第一期新システム」の賃貸借及び保守に関し、次のとおり契約を締結する。

(総則)

第1条 甲乙双方は以下の契約条項及び「石川県立図書館第一期新システムの賃貸借及び保守仕様書」(以下「仕様書」という。)に基づき、本契約を誠実に履行しなければならない。

(契約期間及び賃貸借物件等)

第2条 乙は、甲に乙の所有に係る物件を次のとおり使用させるものとする。

- | | |
|---------------|------------------------|
| (1) 契約期間 | 契約締結の日から令和14年2月29日まで |
| ・納入期限 | 令和9年2月28日 |
| ・賃貸借期間 | 令和9年3月1日から令和14年2月29日まで |
| (2) 物件の名称及び数量 | 仕様書のとおり |
| (3) 設置場所 | 仕様書のとおり |

2 乙は、前項に定める物件(以下、「物件」という。)について、乙所有の様式により賃貸借物件であることを示す標識を付するものとする。

(賃貸借物件の検査及び引渡し)

第3条 乙は物件が賃貸借の開始日から使用できる状態に調整を行い、甲が引渡し時に検査を行い、契約不適合のないことを確認した場合には引渡しが完了したものとする。なお、乙は、甲が検査を行うにあたり十分な期間的余裕をもって物件を引き渡さなければならない。

2 前項の検査の結果、不合格となり、甲から期限を指定して補正を命じられたときは、乙は自己の負担でその指定期間内に補修、引換え又は補足して、甲の検査を受けなければならない。

(遅延損害金)

第4条 乙の故意又は重大な過失により、物件の引渡しが遅延した場合には、甲は、当該使用不能日数を控除した日割計算により算定した額を支払うものとする。また、引渡し遅延により甲の業務に損害を与えた場合には、乙は損害賠償金を別途支払うものとする。この場合の賠償金額の算定は、甲乙協議して決めるものとする。

(賃借料及び保守料)

第5条 第2条に定める物件に係る賃借料及び保守料は、次のとおりとする。

賃借料及び保守料 金 円

(うち消費税及び地方消費税額 金 円)

ただし、消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項、第29条及び「所得税法等の一部を改正する法律」(平成28年法律第15号)附則並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出した税額である。

- 2 賃借料及び保守料の計算期間は、月の初日から月末までの1ヶ月間とする。
- 3 契約開始の月又は解約の月において、賃貸借期間が1ヶ月に満たない場合における賃借料及び保守料は、使用日数に応じて日割計算する。

(賃借料及び保守料の支払)

第6条 乙は、甲に対し、別表「契約金額の支払時期」に定めるところにより、契約金額の支払いを甲に請求するものとする。

- 2 甲は、前項の規定による適法な請求書を受領したときは、その日から30日以内に請求に係る賃借料及び保守料を乙に支払わなければならない。

(遅延利息)

第7条 甲は、正当な事由なしに、賃借料及び保守料を前条に定める期限までに乙に支払わなかったときは、支払期限到来の日の翌日から支払を行うまでの日数に応じて、年3%の割合で計算した遅延利息を乙に支払わなければならない。ただし、当該金額が100円未満である場合には、それを支払うことを要せず、100円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとする。

(再委託の禁止)

第8条 乙は、本契約の実施を第三者に再委託(下請も含む。以下同じ。)してはならない。

- 2 業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、書面により以下の内容を申請し、甲の承認を得なければならない。

- (1) 再委託先
- (2) 再委託する理由
- (3) 再委託して処理する内容
- (4) 再委託先において取り扱う情報
- (5) 再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策
- (6) 再委託先に対する管理及び監督の方法

- 3 乙は、甲の承諾を得て業務の一部を再委託するときは、再委託先に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、再委託先の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

(賃貸借物件の使用及び管理)

第9条 乙は、甲が物件を使用、管理するために必要な関係資料を提供するとともに、必

要に応じ甲に対し適切な技術指導を行うものとする。

- 2 甲は、善良なる管理者の注意をもって使用、管理しなければならない。
- 3 乙は、第2条に定める物件に対して動産総合保険を付保することができるものとする。
この場合、その保険料は乙が負担するものとする。

(他の機械器具の取り付け及び賃貸借物件の移動)

第10条 甲は、次の各号に定める事項について、あらかじめ文書をもって乙に通知するものとする。

- (1) 物件に他の機械器具を取り付けようとするとき。
- (2) 物件を改造しようとするとき。
- (3) 物件を設置場所内で移動若しくは他の場所へ移動又は移転しようとするとき。

- 2 前項各号に定める事項に要する費用は、甲乙協議して定めるものとする。

(賃貸借物件の保守等)

第11条 乙は、第2条に定める物件が正常に動作するよう、乙の負担において、物件の整備、設置、調整、修理又は部品の交換等所要の保守を行うものとする。

- 2 乙は、交換部品の供給が必要となった場合及び物件が故障した場合は、速やかに必要な補充又は物件の修理に着手し、正常な状態に回復させなければならない。
- 3 乙は、通常の保守及び緊急障害発生等の事態に速やかに対処するための保守員の配置体制を確立するとともに、保守用資材の常備について万全を期するものとする。
- 4 乙は、物件の保守点検終了時に、甲に対し保守完了報告書を提出しなければならない。
- 5 部品交換、物件の修理及び作業に伴う交通費等保守に係る全ての経費は、乙の負担とする。ただし、甲の責に帰すべき事由により、その必要が生じた場合はこの限りではない。

(保守作業時間帯)

第12条 乙は、原則として甲の通常の開庁時間内に保守作業を行うものとする。

- 2 乙は、システム全体に重大な影響を及ぼす故障については、前項にかかわらず、迅速に対応するものとする。この場合、あらかじめ甲の承諾を得るものとする。

(設置場所への立ち入り)

第13条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ甲の承諾を得て、物件の設置場所へ立ち入ることができるものとする。

- (1) 物件の整備、設置、調整、修理又は部品の交換等所要の保守を行うとき。
- (2) その他甲が必要と認めたとき。

(機密の保持等)

第14条 乙は、この契約の実施によって知り得た機密及び行政事務等で一般に公開され

ていない事項（以下「機密事項」という。）を外部へ漏らし、又は他の目的に使用してはならない。なお、この規定は、本契約が終了し又は解除された後においても同様とする。

- 2 乙は、成果物（未完成の成果物及び業務の履行過程において得られた記録等を含む。）を他人に閲覧させ、複製させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

（情報資産の保護対策）

第15条 乙は、業務に関する情報資産（情報、情報システム及びネットワークをいう。）の責任者を定めて保護対策を講ずることとし、書面により責任者の氏名を甲に通知するものとする。また、責任者を変更するときも同様とする。

- 2 乙は、甲の承諾なしで、情報を複製してはならない。

（情報資産の返却又は廃棄）

第16条 乙は、本契約終了後又は甲の要請があったときは、甲より提供を受けた委託業務に関する情報資産を甲へ返却しなければならない。

- 2 乙は、甲の了解を得て甲の機密事項を記録・保存した情報システムを構成する機器を廃棄するときは、情報漏えいがないよう厳重なる注意をもって廃棄しなければならない。

（情報セキュリティ事故）

第17条 乙は、甲の機密事項に関わる情報セキュリティ事故が発生したときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、甲に対し情報セキュリティ事故発生時の緊急連絡先を明記した書類を提出しなければならない。

（情報セキュリティ監査）

第18条 甲は、甲の情報資産に係る乙の管理実施状況について、乙の施設内において、乙の承諾を得た上で調査できるものとする。当該調査の条件については、甲乙で別途協議の上定めるものとする。

- 2 甲は、乙が甲の承諾を得て委託業務の一部を再委託するときは、甲の情報資産に係る乙の管理実施状況について、再委託先の施設内において、乙の承諾を得た上で、調査できるものとする。当該調査の条件については、甲乙で別途協議の上定めるものとする。

（情報セキュリティポリシーの遵守）

第19条 乙は、甲の定めた「石川県情報調達共通特記仕様書」を原則遵守しなければならない。ただし、必要に応じて甲乙協議の上、甲の承認をもって仕様の変更、削除、追加を行うことができるものとする。

(情報セキュリティに関する教育)

第20条 乙は、この契約を実施する従業員に対し、情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(個人情報の保護)

第21条 乙は、この業務を行うため個人情報を取扱う場合は、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。

(契約不適合責任)

第22条 乙は、物件の規格、仕様、性能、機能等の不適合（以下「契約不適合」という）について、物件の引渡し完了後1年間、補修、引換え若しくは補足又は損害賠償の責に應ずるものとする。

(賃貸借物件の返還)

第23条 契約期間終了時において、甲は物件を使用時の状態で返還できるものとする。この時、乙は格納されている情報資産について、情報漏洩がないよう記録された情報を電磁的に消去又は記憶媒体を物理的に破壊した後、速やかに撤去するものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

2 前項にかかわらず、甲が引き続き物件を必要とする場合は、甲乙協議の上契約を更新できるものとする。

(権利義務の移転の禁止)

第24条 乙は、この契約によって生じる権利義務を第三者に譲渡し又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承諾を得た場合はこの限りではない。

(損害賠償の義務)

第25条 乙は、甲が故意又は重大な過失により物件に損害を与えたときには、その損害賠償を甲に対して請求できるものとする。ただし、第7条3項に定める動産総合保険を付保している場合、その保険金で補填される額は損害賠償額から控除するものとする。

2 乙の故意又は過失を問わず、乙が本契約の内容に違反し、又は怠ったことにより、甲に対する損害を発生させた場合は、乙は甲に対して、その損害を賠償しなければならない。

3 乙の責に帰すべき事由により第三者に与えた損害の賠償については、乙が自らの責任において一切を解決しなければならない。

(知的財産権の保護)

第26条 乙は、納入する賃貸借物件に第三者が権利を有する著作物（以下「既存著作物」という。）が含まれているときは、当該著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契

約に係る一切の手続を行わなければならない。この場合において、乙は、当該契約等の内容について事前に甲の承諾を得ることとし、甲は、既存著作物について、当該許諾条件の範囲内で使用するものとする。

- 2 本契約の実施に関し、第三者との間に著作権に係る権利侵害の紛争等が生じたときは、当該紛争の原因が甲の責に帰す場合を除き、乙の責任及び負担において一切を処理するものとする。この場合、甲は、当該紛争等の事実を知ったときは乙に通知し、乙は、必要な範囲で訴訟上の防衛を講じなければならない。

(特許権等の使用)

第27条 乙は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下この条において「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

(契約の解除)

第28条 甲は、乙が正当な理由なしに本契約に定める条項を履行しないときには、文書をもって相手方に期限を付して催告し、なお期限までに乙が履行しない場合には、この契約を解除することができるものとする。

- 2 前項の場合、甲は乙に損害賠償を請求できるものとし、その額は甲乙協議して定めるものとする。
- 3 第1項の規定によるほか、甲乙双方の協議によりこの契約を解除することができるものとする。
- 4 甲は翌年度以降において、甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を解除することができる。この場合において、乙は解除により生じた損害の賠償を請求することができない。

(暴力団等排除に係る契約解除)

第29条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害が生じても、甲はその責を負わないものとする。

- (1) 役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
 - (5) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- 2 前項の規定により本契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の10分の1に相当する額を違約金として甲が指定する期限までに支払わなければならない。
- 3 第1項の規定により本契約が解除された場合において、契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、甲は、当該契約保証金又は担保をもって前項の違約金に充当することができる。

(不正行為に係る契約解除)

第30条 甲は、乙が本契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

(1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第62条第1項の規定による納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。（確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。）

(3) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人を含む。次号において同じ。）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

(4) 乙について刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(不正行為に係る賠償の予約)

第31条 乙は、本契約に関して前条第1号から第3号までのいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額。次項において同じ。）の10分の3に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。但し、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 前条第1号又は第2号に該当する場合であつて、不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。

(2) 前号に掲げる場合のほか、甲が特に必要があると認めるとき。

2 乙は、本契約に関して、前条第3号に該当し、かつ、次の各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、前項に規定する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を甲が指定する期限までに支払わなければならない。

(1) 前条第2号に規定する確定した納付命令について、独占禁止法第7条の2第7項の

規定の適用があるとき。

(2) 前条第3号に規定する刑に係る確定判決において、乙が違反行為の首謀者であることが明らかになったとき。

3 甲は、甲に生じた実際の損害額が第1項及び第2項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対しその超過分につき賠償を請求することができる。

4 前3項の規定は、乙が契約を履行した後においても適用する。

(疑義の決定)

第32条 本契約に定めのない事項について疑義が生じたときは、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。ただし、協議が整わなかったときには、甲はこの契約を解除することができるものとする。

(専属的管轄裁判所)

第33条 本契約に関連して甲と乙の間に生じる一切の紛争は金沢地方裁判所を専属的管轄裁判所とする。

本契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙双方記名押印の上、各1通を保有するものとする。

令和8年 月 日

甲 石川県
石川県知事 山野之義

乙

別記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承認を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第6 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

(再委託の禁止)

第7 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない

2 乙は、甲の承認により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請けさせる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還)

第8 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返却しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(事故報告)

第9 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況について、随時調査できるものとする。

(指示)

第11 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。